

議員提出議案第3号

墨田区商店リフォーム等助成条例

上記の議案を提出する。

平成26年2月18日

墨田区議会議長

沖山 仁 様

提出者	墨田区議会議員	西 恭三郎
	同	鈴木 順子
	同	かたくら 洋
	同	高柳 東彦
	同	はら つとむ

墨田区商店リフォーム等助成条例

(目的)

第1条 この条例は、区内において店舗のリフォーム若しくは増築に係る工事又は店舗と一体となって機能を果たす備品の購入を行う者に対し、助成金を交付することにより、区民が利用しやすい良質な店舗の形成及び魅力ある商店づくりを支援するとともに、地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) リフォーム 店舗の機能又は性能を維持・向上させるため、店舗の内装若しくは外装又は設備の修繕、補修、模様替え等を行うことをいう。
- (2) 増築 既存の店舗の床面積を増加させる行為で、リフォームに該当しないものをいう。
- (3) リフォーム等工事 リフォーム又は増築に係る工事をいう。

(助成金の交付対象者)

第3条 助成金の交付対象者は、次に掲げる全ての要件に該当する者とする。

- (1) 区内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき住民基本台帳に記録されている者又は区内の税務署に法人設立届出書を提出している法人で、次のいずれかに該当するもの
 - ア 区内に店舗を所有し、又は賃借して営業している者又は営業を開始しようとしている者
 - イ 区内に店舗を所有している者
- (2) 墨田区暴力団排除条例（平成24年墨田区条例第37号）に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団関係者に該当していないこと。
- (3) 関係する法令等に違反していないこと。
- (4) 住民税の滞納がないこと。

(助成対象業種)

第4条 助成金の交付の対象となる業種は、小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業その他墨田区規則（以下「規則」という。）で定める業種とする。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものは、助成の対象としない。

- (1) 店舗の床面積の合計が300平方メートルを超えるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条第1項各号に掲げる営業で、店舗の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの
- (3) 店舗において風営法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行うもの

(助成対象工事等)

第5条 助成金の交付対象となる工事及び備品（以下この条において「工事等」という。）は、次に掲げる全ての要件に該当するものとし、その具体的な内容は、規則で定める。

- (1) 次に掲げる工事等の区分に応じ、当該工事等に要する費用（消費税額を含む。）がそれぞれ次に定める額以上であること。

ア リフォーム等工事 20万円

イ 備品の購入 1個1万円以上で、かつ、合計10万円

(2) 区内に本店又は主たる事業所を有する事業者が施工し、又は販売するものであること。ただし、区内で施工又は調達が困難であるものについては、この限りでない。

(助成金の額)

第6条 助成金の額は、予算の範囲内で、リフォーム等工事に要する費用及び備品の購入に要する費用の2分の1に相当する額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とし、100万円を限度とする。

(助成の回数)

第7条 この条例に基づく助成は、同一店舗につき1回限りとする。

(助成の手続)

第8条 助成金を受けようとする者は、規則で定めるところにより、区長に申請しなければならない。

2 区長は、前項の規定による申請があったときは、規則で定めるところにより、当該申請に係る書類の審査を行い、適当と認めるときは助成金の交付を決定する。

(交付決定の取消し)

第9条 区長は、助成金の交付決定を受けた者が次のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正の手段により助成金の交付又は交付決定を受けたとき。

(2) 助成金を他の用途に使用したとき。

(3) 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき。

(4) この条例又はこの条例に基づく規則その他の規程に違反したとき。

2 区長は、前項により交付決定を取り消したときは、既に交付した助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(違約金)

第10条 区長は、前条の規定により助成金の返還を命じたときは、当該命令に係る

助成金を交付した日から返還の日までの日数に応じ、当該助成金の返還額につき年10.95パーセントの割合で計算した違約金を徴収することができる。ただし、違約金の額が100円未満の場合は、この限りでない。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成26年6月1日から施行する。

(提案理由)

区民が利用しやすい良質な店舗の形成及び魅力ある商店づくりを支援し、地域経済の活性化を図るため、店舗の修繕、補修、模様替え及び増築又は備品の購入に係る助成について必要な事項を定める必要がある。